

行方市議会議員一般選挙のお知らせ

【問い合わせ】行方市選挙管理委員会（総務課内） ☎0299-72-0811

任期満了に伴う「行方市議会議員一般選挙」関係の日程をお知らせします。

■投票日等について

- ▶投票日 4月21日（日）
- ▶告示日（立候補届出日） 4月14日（日）
- ▶選挙すべき人員 18名

■立候補を予定されている方へ

▶立候補予定者説明会

- ・日時 3月26日（火）午後2時～
- ・場所 麻生保健センター ホール（行方市麻生 1570 番地1）

※立候補予定者は必ず出席してください。

※会場の都合上、出席者は各立候補予定者につき2名以内でお願いします。

▶立候補届出事前審査

- ・日時 4月4日（木）午前9時～午後5時
- ・場所 麻生保健センター ホール（行方市麻生 1570 番地1）

▶選挙公報事前審査

- ・日時 4月8日（月）午前9時～午後5時
- ・場所 行方市役所麻生庁舎 別棟A・B会議室（行方市麻生 1561 番地9）

▶その他

- ・今般の選挙は「行方市議会議員及び行方市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例」に基づき、選挙運動用ポスター作成に要する費用が公費負担となります（上限額あり）。

総合窓口課からのお知らせ

住民基本台帳ネットワーク機器更改に伴い、一部業務を休止します

【問い合わせ】総合窓口課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

住民基本台帳ネットワーク機器の更改のため、総合窓口課・室（玉造・麻生・北浦庁舎）の窓口で、3月20日（水）に次の一部業務が休止となります。

ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

■休止日時 3月20日（水）終日（午前8時30分～午後5時15分）

■休止となる業務

▶マイナンバーカード（個人番号カード）の業務全般

交付、交付申請書の発行、暗証番号の変更・初期化、券面記載事項変更、一時停止解除、廃止、継続利用、個人番号カードまたは住民基本台帳カードを利用した特例転出（転出証明書の交付省略）・特例転入

▶電子証明書の業務全般（公的個人認証サービス）

発行、更新、失効、破棄、暗証番号の変更・初期化

▶広域交付による住民票の写しの発行

※窓口や個人番号カードを利用したコンビニでの住民票や印鑑証明の取得は、通常どおりご利用いただけます。

子どもたちの未来を守るために

「茨城県子どもを虐待から守る条例」が施行されます

子どもに対する虐待が、深刻かつ重大な問題となっています。

茨城県の児童相談所における平成 29 年度の児童虐待相談対応件数は 2256 件と過去最多となり、全国的にも、虐待により子どもの尊い命が失われる事件が後を絶ちません。

茨城県議会の議員提案により制定された「茨城県子どもを虐待から守る条例」が平成 31 年 4 月 1 日に施行されます。この条例を基に、行政や県民、関係機関などが一体となって、児童虐待防止対策を推進していきます。

■児童虐待とは…

- ・身体的虐待 殴る、蹴る、たたく、やけどを負わせる、溺れさせる、赤ちゃんを激しく揺さぶるなど
- ・性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ・ネグレクト（養育の怠慢・拒否） 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車の中に放置する、病気になっても病院に連れて行かないなど
- ・心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）

虐待が疑われるときや子育てに悩んだときは、お近くの児童相談所やこども福祉課へご相談ください。ご相談・ご連絡の秘密は守られます。

■条例に関する問い合わせ

茨城県青少年家庭課 ☎029-301-3258

■虐待の疑いや子育てについての相談

児童相談所全国共通 3 桁ダイヤル ☎189 いち は やく

茨城県福祉相談センター鹿行児童分室（鉾田合同庁舎内） ☎0291-33-4119

こども福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

人権擁護委員による 特設人権相談のお知らせ

【問い合わせ】総合窓口課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、ご近所トラブルや学校でのいじめなどさまざまな人権相談を受け、問題解決の手助けを行うほか、人権啓発活動も行っています。

人権擁護委員に相談したい方や問題解決の手助けが必要な方は、下記までお問い合わせください。

相談は全て無料です。

■問い合わせ

水戸地方法務局鹿嶋支局 ☎0299-83-6000

■特設人権相談

【麻生】4月9日（火）市役所麻生庁舎 別棟 A 会議室 午前 10 時～正午、午後 1 時～午後 3 時

【玉造】4月10日（水）玉造公民館 午前 10 時～正午、午後 1 時～午後 3 時

【北浦】4月11日（木）北浦公民館 午前 10 時～正午、午後 1 時～午後 3 時

■人権擁護委員（敬称略）

邊田良治 柳町清夫 箕輪明人 水野義貞 平山邦寛

藤崎弘子 西谷正明 掛札きみえ 坂本 将



市営路線バスの新しいルートをご利用ください

【問い合わせ】企画政策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

玉造小学校、北浦小学校スクールバスの空き時間を活用した、新規市営路線バスの試験運行を開始します。

市営路線バスをお気軽にご利用いただくための「お試し乗車期間」として、下記の期間中は無料でご乗車いただけます。ぜひ一度、市営路線バスをご利用ください。



■運行開始日 3月1日(金)

■お試し乗車期間 3月1日（金）から3月31日（日）までの期間、無料で乗車することができます。

■玉造小学校スクールバス活用路線

- ①路線名：市営路線バス玉造麻生ルート
②運行ルート：玉造小学校～なめがた地域医療センター～麻生高校～麻生庁舎間
③運行時間帯：午前7時50分から午後7時台までの間で6便（平日のみ運行）

■北浦小学校スクールバス活用路線

- ①路線名：市営路線バス北浦玉造ルート
②運行ルート：北浦庁舎～なめがた地域医療センター～玉造駅間
③運行時間帯：平日 午前8時台から午後1時台までの間で4便
休日 午前9時台から午後4時台までの5便 ※休日のみ北浦荘まで運行します。

※市営路線バス麻生ルートおよび麻生東ルートについても、お試し乗車期間中は無料でご利用いただけます。

※詳しくは、市のホームページまたはチラシなどをご覧ください。

浄化槽の健康診断を受けましょう！ 浄化槽法定検査受検のご案内

浄化槽は、微生物などの働きを利用して水をきれいにする装置ですが、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査の受検が必要であり、浄化槽の管理者（所有者など）は浄化槽法によりその実施が義務付けられています。

法定検査は、第三者が公平・中立に行わなければなりませんので、県知事が指定した検査機関があたることになっており、茨城県では、公益社団法人 茨城県水質保全協会が指定されています。維持管理が日常の健康管理なら、法定検査は健康診断に例えられています。

法定検査には、浄化槽法第7条に基づく設置後の水質検査（7条検査）と第11条に基づく定期検査（11条検査）があります。

水質保全や公衆衛生の向上からも適正な維持管理を行い、法定検査を受検するようお願いします。

■法定検査

▶ 7条検査

設置工事が適正に行われ、所期の性能が発揮されているかどうか、使用開始後3カ月を経過した日から5カ月の間に検査します。

▶ 11条検査

保守点検および清掃が適正に行われ、継続して所期の性能が確保されているかを毎年1回検査します。

※ 10人槽以下の浄化槽（一般家庭など）の場合、初回は、協会の検査員がお伺いして検査を行います。原則として次年から4年間は協会が委託した保守点検業者が採水を代行し、協会でもBOD等の水質分析を行い、基準を超えたところについて検査員が再検査に伺う方法をとっています（新11条検査）。

■検査手数料

区分	規模	10人槽以下
7条検査		9,500円
11条検査		4,500円

■問い合わせ

茨城県知事指定検査機関 公益社団法人 茨城県水質保全協会検査部 ☎029-291-4004

平成31年3月31日をもって 行方市無料職業紹介所を閉所します

【問い合わせ】商工観光課（北浦庁舎）☎0291-35-2111

行方市無料職業紹介所（北浦庁舎 商工観光課内）は、平成22年度の開設以来、多くの皆さまにご利用をいただいておりますが、平成31年3月31日をもって閉所します。

4月以降は、ハローワーク常陸鹿嶋、鹿行地区就職支援センターをご利用ください。

なお、3月31日までは、引き続き求職者紹介を行います。

市民の皆さまには何かとご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いします。

※求人情報・企業からのお知らせなどは、行方市企業情報発信サイト「なめがた お仕事情報局」(<http://www.work-namegata.jp/>)をご活用ください。

空き家・空き地の有効活用を！

行方市空き家バンク制度のご案内

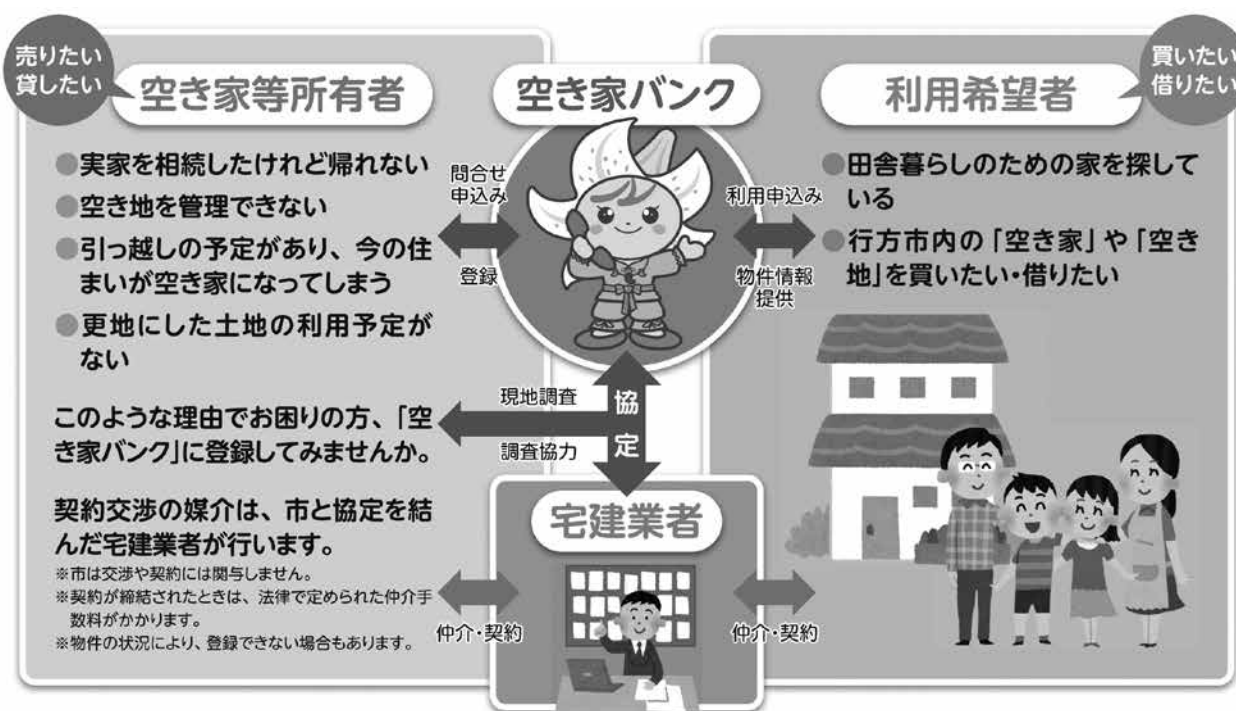
【問い合わせ】行方市定住支援センター（麻生庁舎企画政策課内） ☎0299-72-0811

市では、市内の「空き家・空き地」の有効活用を通して、地域の活性化と定住促進を図るため「空き家バンク」を開設しています。

「空き家・空き地」の売買や賃貸を希望する所有者から申し込みを受けた契約交渉については、茨城県宅地建物取引業協会と協定を結び、仲介を依頼します（媒介業者による仲介には所定の費用がかかります）。

また「空き家バンク制度」を通して契約が成立した方双方に、成約奨励金として「5万円（上限）」を交付します。

■空き家バンク制度の仕組み



NAMEGATA CITY
VACANT HOUSE BANK

ご協力をお願いします

農作業に伴う道路の泥汚れ防止について

【問い合わせ】農林水産課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111
都市建設課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111
道路維持課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

トラクター等を使用した農作業後に、田や畑から公道へ出る際には、必ず泥を落としてから走行するようお願いいたします。車道や歩道に落ちた泥のかたまりは、自動車だけでなく歩行者・バイク・自転車などの通行の妨げとなり、大変危険です。

環境美化と交通安全のため、ご協力をお願いします。

なお、道路を汚してしまった場合は、速やかに泥の撤去・清掃をしていただきますようお願いいたします。

住民基本台帳の閲覧状況を公表します

【問い合わせ】総合窓口課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

住民基本台帳法に基づき、平成30年2月から平成31年1月までの閲覧状況を公表します。

申出者	利用目的の概要	閲覧日	対象地域
株式会社サバイリサーチセンター	日本人の就業実態に関する総合調査	H30. 2.23	西蓮寺 34 件
株式会社サバイリサーチセンター	霞ヶ浦導水事業の水質改善に関するアンケート調査	H30. 5. 2	谷島・白浜・藤井・根小屋・小牧・荒宿・繁昌・中根・浜・行戸・西蓮寺 65 件
防衛省自衛隊茨城地方協力本部	自衛官等募集調査	H30. 7. 2	市内全域 301 件
一般社団法人中央調査社	生活意識に関する国際比較調査	H30. 9. 6	玉造甲 12 件
一般社団法人中央調査社	外交に関する世論調査	H30. 9.28	橋門・小高 16 件
一般社団法人新情報センター	青少年のインターネット利用環境実態調査	H30.10.26	玉造甲 20 件
一般社団法人新情報センター	消費者意識基本調査	H30.10.26	小幡 25 件
一般社団法人中央調査社	社会意識に関する世論調査	H30.12.13	青沼 31 件
一般社団法人新情報センター	インターネット利用と生活習慣に関する実態調査	H30.12.18	麻生 20 件

情報公開制度および個人情報保護制度 運用状況を公表します

【問い合わせ】総務課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

行方市情報公開条例および行方市個人情報の保護に関する条例の規定により、制度の運用状況を公表します。

1. 情報公開開示請求の状況（平成29年度）

開示請求件数	請求に係る決定内容		
	開示	部分開示	不開示
60	29	25	6

※請求の決定に対する不服申立てはありませんでした。

2. 個人情報開示請求等の状況（平成29年度）

個人情報取扱事務届出件数 582 件

開示請求件数	請求に係る決定内容			
	開示	部分開示	裁量的開示	不開示
1	0	1	0	0

※個人情報の訂正、削除および利用停止の請求はありませんでした。

※請求の決定に対する不服申立てはありませんでした。

国民年金保険料学生納付特例制度についてお知らせします

【問い合わせ】 水戸南年金事務所 ☎029-227-3251
国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

国民年金は、20 歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限 1 年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】 118 万円 + { 扶養親族等の数 × 38 万円 }

学生納付特例の承認期間は 4 月から翌年 3 月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4 月始めに再申請の用紙が届きます。引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

学生納付特例制度により、平成 30 年度に保険料納付を猶予されている方で、平成 31 年度も引き続き在学予定の方へ、3 月末に基礎年金番号等が印字されたはがき形式の学生納付特例申請書を送付します。同一の学校に在学されている方は、このはがきに必要事項を記入して返送いただくことにより、平成 31 年度の申請ができます（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、平成 31 年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をお掛けしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

春は異動の季節です

国保への届け出をお忘れなく！

【問い合わせ】 国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

手続きが必要となる主な例		必要な書類等
国民健康保険に加入するとき	他の市町村から転入したとき	他の市町村の転出証明書、印鑑、マイナンバー
	会社等の健康保険をやめたとき、または被扶養者でなくなったとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑、マイナンバー
国民健康保険を喪失するとき	他の市町村へ転出するとき	国民健康保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき、または被扶養者となったとき	国民健康保険証、職場の健康保険証、印鑑、マイナンバー
	死亡したとき	国民健康保険証、印鑑
	市外に住所のある学生が卒業などで学生でなくなったとき	国民健康保険証、卒業証明書、印鑑、マイナンバー
国民健康保険証の記載内容に変更があるとき	住所・氏名・世帯主が変わったとき	国民健康保険証、印鑑、マイナンバー
	修学のため市外に住所を移したとき	国民健康保険証、在学証明書、印鑑、マイナンバー

※異動のあった日から 14 日以内に届け出をお願いします。手続きは 3 庁舎（玉造庁舎国保年金課・麻生庁舎総合窓口室・北浦庁舎総合窓口室）いずれでもできます。



「飼い犬の登録」と「狂犬病予防注射」をお忘れなく！

定期集合注射のお知らせ

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111

平成 31 年度の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を、次の日程で実施します。

生後 91 日以上の子犬は狂犬病予防法により「登録」と「狂犬病予防注射」が義務づけられています。

室内小型犬や猫犬も例外ではありません。全ての犬が対象です。愛犬と一緒に都合の良い会場へお越しください。



今年も
忘れずに
受けさせて
ワン！

地区	日程	時 間	実施場所
麻 生 地 区	4月7日(日)	9:00 ~ 9:15	五町田ふるさとコミュニティセンター
		9:25 ~ 9:40	西浦地区学習センター
		9:50 ~ 10:05	今宿農村集落センター
		10:15 ~ 10:30	橋門四番組集会所
		10:40 ~ 10:55	小高地区館
		11:05 ~ 11:25	島並農村集落センター
		11:40 ~ 11:55	本城会館
		13:00 ~ 13:15	(有) 出沼喜之助商店前
		13:25 ~ 13:40	粗毛農村集落センター
	4月8日(月)	13:50 ~ 14:20	麻生公民館
		14:30 ~ 14:45	新原公民館
		9:00 ~ 9:15	井貝農村集落センター
		9:25 ~ 9:40	谷津農村集落センター
		9:50 ~ 10:05	四鹿杉平農村集落センター
		10:15 ~ 10:30	青沼ふるさとコミュニティセンター
		10:40 ~ 10:55	石神構造改善センター
		11:05 ~ 11:20	太田地区館
		11:30 ~ 11:45	台矢幡集会所
		13:00 ~ 13:15	白浜ウォーキングセンター
		13:25 ~ 13:40	大和地区館
		13:50 ~ 14:05	天掛ふるさとコミュニティセンター

地区	日程	時 間	実施場所
北 浦 地 区	4月12日(金)	9:00 ~ 9:15	前田商店
		9:25 ~ 9:40	行戸中央公民館
		9:50 ~ 10:05	南原生活改善センター
		10:15 ~ 10:35	㊤集荷所
		10:45 ~ 11:00	小貫地区学習センター
		11:10 ~ 11:25	J A グリーンショップ武田店跡
		11:35 ~ 11:55	武田地区館
		13:00 ~ 13:15	長野江田園都市センター
		13:25 ~ 13:40	金上農村集落センター
	4月13日(土)	13:45 ~ 14:00	小舟津バス停 (㊤商店付近)
		9:00 ~ 9:20	要地区館
		9:30 ~ 9:45	南高岡農村集落センター
		9:55 ~ 10:10	中根農村集落センター
		10:20 ~ 10:40	繁昌地区学習センター
		10:50 ~ 11:05	吉川農村集落センター
		11:15 ~ 11:30	旧北浦幼稚園
		11:35 ~ 12:00	行方市役所北浦庁舎

○登録料等

区 分	登録している犬	登録していない犬
登録手数料	—	2,000 円
注射済票 交付手数料	350 円	350 円
予防注射 料金	3,000 円	3,000 円
計	3,350 円	5,350 円

地区	日程	時 間	実施場所
玉 造 地 区	4月14日(日)	9:00 ~ 9:20	沖洲集落センター
		9:30 ~ 9:45	羽生地区学習センター
		9:55 ~ 10:10	八木蒔地区学習センター
		10:20 ~ 10:35	澤屋商店前駐車場
		10:45 ~ 11:00	中山消防機庫
		11:10 ~ 11:20	旧上山組公民館
		11:30 ~ 11:40	上山 江北産業跡地
		13:00 ~ 13:15	榎本農民研修センター
		13:25 ~ 13:40	若海農村集落センター
	4月15日(月)	13:55 ~ 14:30	行方市役所玉造庁舎
		9:00 ~ 9:15	藤井集会所
		9:25 ~ 9:40	荒宿農村集落センター
		9:50 ~ 10:10	玉川地区学習センター
		10:20 ~ 10:35	新田ふるさとコミュニティセンター
		10:45 ~ 11:00	手賀地区学習センター
		11:10 ~ 11:20	高須一本松前
		11:35 ~ 11:55	玉造西地区学習センター
		13:00 ~ 13:15	行方市泉配水場
		13:25 ~ 13:40	小座山農村集落センター

○犬の登録は生涯 1 回

平成 7 年 4 月 1 日以降に済ませた登録は、その犬の生涯にわたって有効で、毎年登録する必要はありません。

○狂犬病予防注射は、毎年 1 回受けなければなりません。

○届け出は環境課へ

登録犬が死亡したり、所在地や所有者に変更があったときは、届け出をしてください。

○問い合わせ

環境課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111

▶ 予防注射当日 ☎ 090-4597-3111

◆犬は家族の一員です。愛犬のためにも放し飼いはやめて、散歩の時は引き綱をつけ、排泄物は必ず持ち帰りましょう。

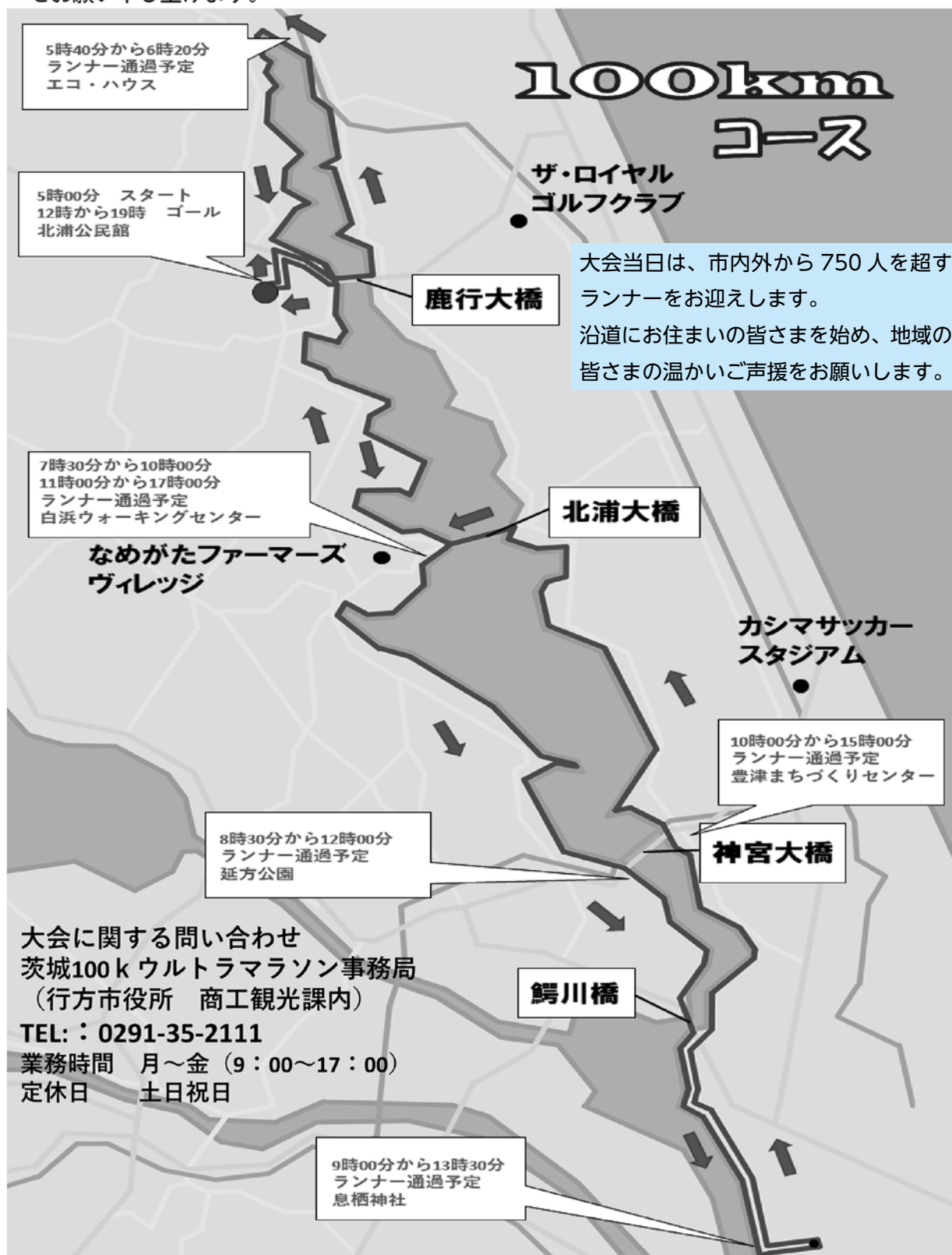
大会お知らせとご協力のお願い

第1回 茨城100kウルトラマラソン in 鹿行 (ROKKO)

日 時：平成31年3月24日（日）雨天決行

午前5：00スタート 午後7：00終了予定

大会当日は、長時間にわたり北浦湖畔沿いを走りますので、沿道にお住まいの皆さまをはじめ、湖畔沿いをご利用の皆さまに大変ご迷惑をおかけしますが、皆さま方の温かいご理解とご協力をお願い申し上げます。



行方市債権管理条例を制定しました

■制定の趣旨

本市では、市税をはじめ各種の保険料や使用料等多くの債権をかかえており、その取り扱いに関する法令も多岐にわたることから、債権の位置づけを明確にし、その取り扱いを統一化した「行方市債権管理条例」を制定しました。これにより、公平な市民負担を確保するとともに、より公正な行財政運営を推進していきます。

■施行日 平成31年4月1日

■主な内容

この条例に規定する主な内容は次のとおりです。

○督促状の規定（第6条）

納付期限までに納付されない方については、法令等の規定に従い、督促を行います。

○納付がない場合等の規定（第7条～第10条）

督促後、相当の期間が経過してもなお納付がない場合は、法令に基づき市税および公課については、滞納処分や執行停止等の措置を、その他の債権については、強制執行等や徴収停止の措置などを行います。

○債権の放棄の規定（第11条）

将来にわたって納付が見込めないその他の債権については、一定の要件に該当する場合に債権を放棄することができます。

■条例の運用により期待される効果

1. 市が取り扱う全ての債権について規定することで、統一的かつ適正な取り扱いの徹底を図ることができます。
2. 規定の明確化により滞納債権の回収の強化を図ることができます。
3. 滞納者情報の共有化により、効率的な徴収や納付指導を行うことができます。
4. 滞納者が行方不明など徴収不能な債権について、厳格な要件のもと放棄することを可能とする規定により、債権管理の効率化を図ることができます。

■納付が困難な場合は、速やかに納付相談を…

本条例の規定により、災害や無資力等のやむを得ない事情により納付が困難な場合は、分割での納付や履行期限の延長などの手続きを行える場合があります。納付についてお困りのことがありましたら、速やかに各担当課にご相談ください。

督促手数料を廃止します

条例改正により、平成31年4月1日から市税、保険料、使用料等の督促手数料が廃止になります。ただし、**平成31年3月31日以前**に納期限の到来した債権に対する督促手数料は、廃止の対象になりません。

○督促手数料を廃止する市税

市・県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税 等

○督促手数料を廃止する料金

介護保険料、後期高齢者医療保険料、道路占用料、保育料、下水道使用料、公共下水道受益者負担金等

【督促手数料の徴収判断】

